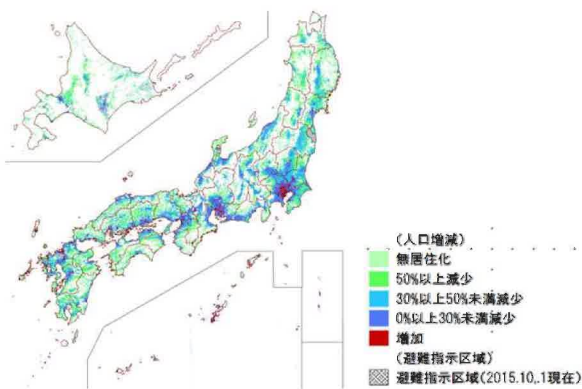


地域の公共交通の「リ・デザイン」について

- 我が国の人口は、2050年には全国の居住地域の約半数で50%以上減少との予測。
- 近隣の中小店舗の減少、病院の統廃合・移転、学校の統廃合等により、買い物、通院・通学など日常生活における「移動」の問題が深刻化。
- パート勤務なども含め共働き世帯比率が高まったこともあり、高齢者の通院や児童の通学・習い事などに関して、家族による送迎の負担も増大。
- 高齢ドライバーによる自動車事故に関する関心が高まり、運転免許の自主返納の動きが進展する一方、自主返納後の移動手段に対する不安の声や、自主返納をためらう声も。
- 都市圏内や地域間の交通については、インバウンドの急速な回復やライフスタイルの変化（多様な働き方やQOL重視等）を踏まえた新たな対応の必要性。

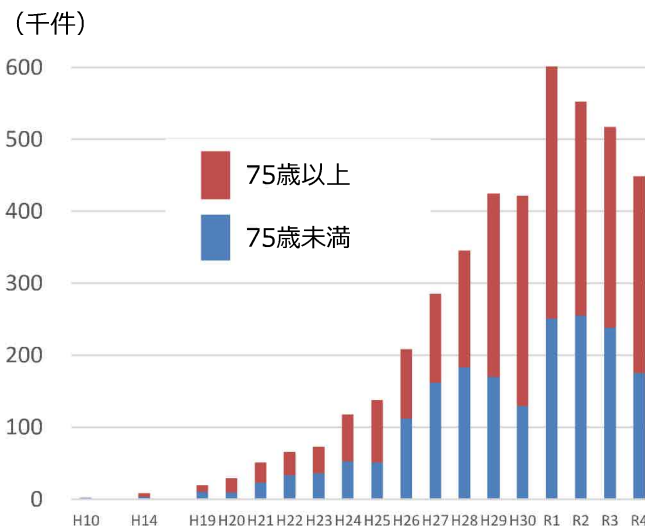
将来の人口増減状況

2050年には全国の約半数の有人メッシュで人口が50%以上減少（2015年対比）



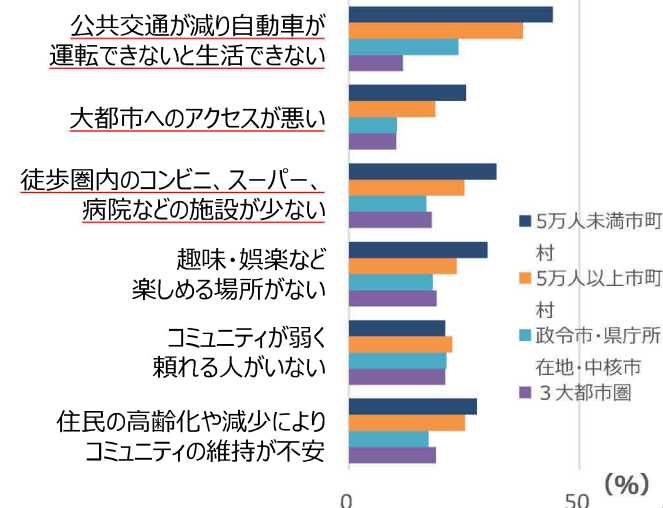
(出典) 総務省「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」等をもとに国土交通省作成。

免許返納数の推移



(出典) 警察庁公開資料より、国土交通省総合政策局作成

居住地域に対する不安（地域別）

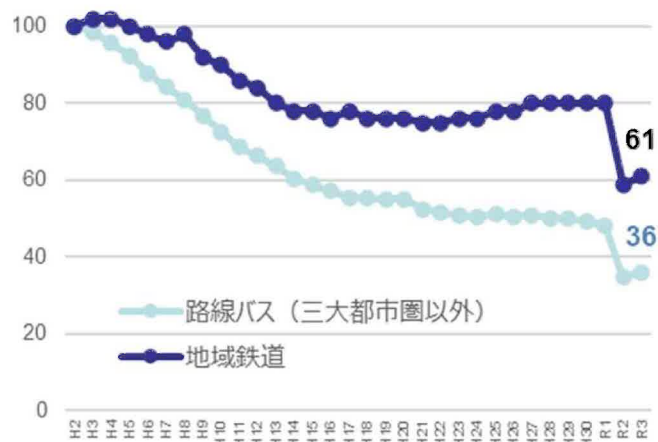


(出典) 国土交通省「平成29年度国民意識調査」

- 長期的な利用者の減少、コロナの影響による急激な落ち込みもあり、公共交通事業者の経営環境は悪化。コロナ後も利用者数がコロナ以前の水準までには回復していない状況。
- 路線バスや地域鉄道について、多くの事業者が赤字となっており、回復の見通しが厳しいことから、今後の安定的な公共交通サービスの提供に課題。
- 自動車（バス・タクシー）の運転業務の賃金水準は低く、人手不足が深刻化（有効求人倍率は全職業平均の2倍程度の水準で推移）。人手不足を要因とする路線バスの休廃止などの動きが拡大していくおそれ。
- 交通分野において、多くの事業者でキャッシュレス決済対応や運行管理、車両・設備管理、労務管理等について、DXの取組に遅れ。

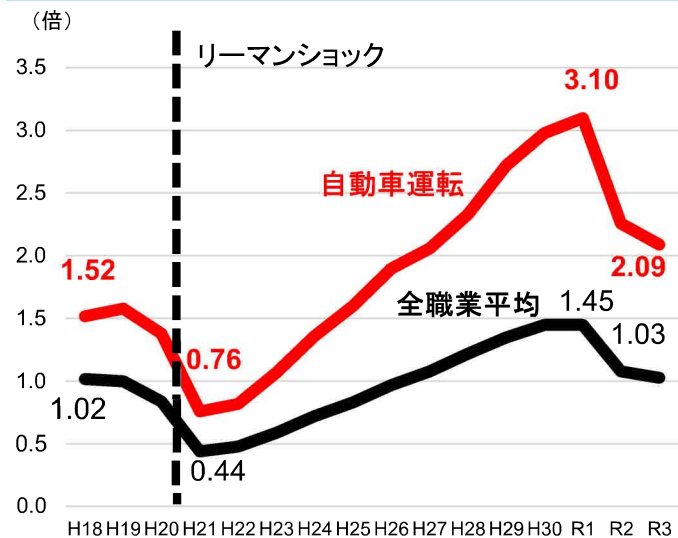
路線バス、地域鉄道、内航旅客船の利用者数

H2=100とした場合の推移



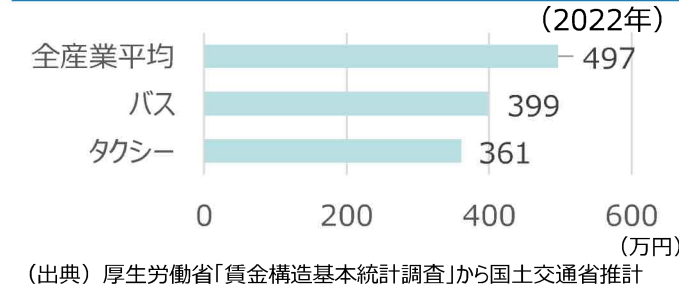
(出典) 「自動車輸送統計年報」、「鉄道統計年報」より国土交通省作成

自動車運転業の人手不足



(出典) 厚生労働省「一般職業紹介状況」より国土交通省作成

自動車運転者の賃金水準



産業別のDX取組状況



○地域公共交通の需要の減少は、交通事業者の経営努力のみでは避けられないものであるため、自動運転やMaaSなどデジタル技術を実装する「交通DX」、車両電動化や再エネ地産地消など「交通GX」、①官民共創、②交通事業者間共創、③他分野共創の「3つの共創」、すなわち、地域の関係者の連携と協働を通じて、利便性・持続可能性・生産性を高め、地域公共交通の「リ・デザイン」(再構築)を進める。

交通DX

自動運転

地方公共団体が地域づくりの一環として行うバスサービスについて、実証事業を支援



▲茨城県境町の自動運転バスの運行

MaaS

交通事業者等の連携高度化を後押しするデータ連携基盤の具体化・構築・普及を推進



交通GX

交通のコスト削減・地域のCN化

車両電動化と効率的な運行管理・エネルギー管理等の導入を一体的に推進

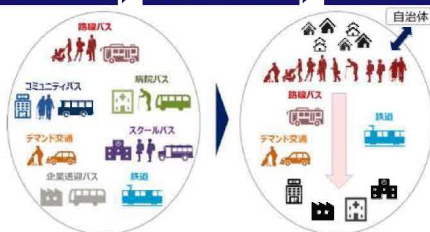


3つの共創

官民の共創

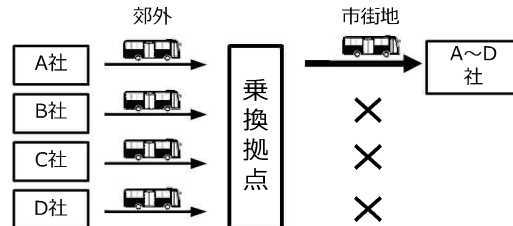
一定のエリアにおいて、地域でサービス水準を決定し、事業者が複数路線を一括して長期間運行

交通手段が重複 ▶ ネットワークの統合 ▶ エリア一括協定運行



交通事業者間の共創

複数の交通事業者が共同経営を行うことにより、垣根を越えたサービスを展開



他分野を含めた共創

地域交通と、様々な他分野との垣根を越えた事業連携を実現



A : 交通空白地域など

高齢者介護施設車両等の買い物アクセスへの活用

【東京都町田市西成瀬 人口：約700人】

- 坂の多いエリアのため、高齢者の外出支援サービスを求める声があり、**民間の社会福祉事業所が遊休時間帯の車両、運転手を活用し、無料巡回バスの運行を実施。**

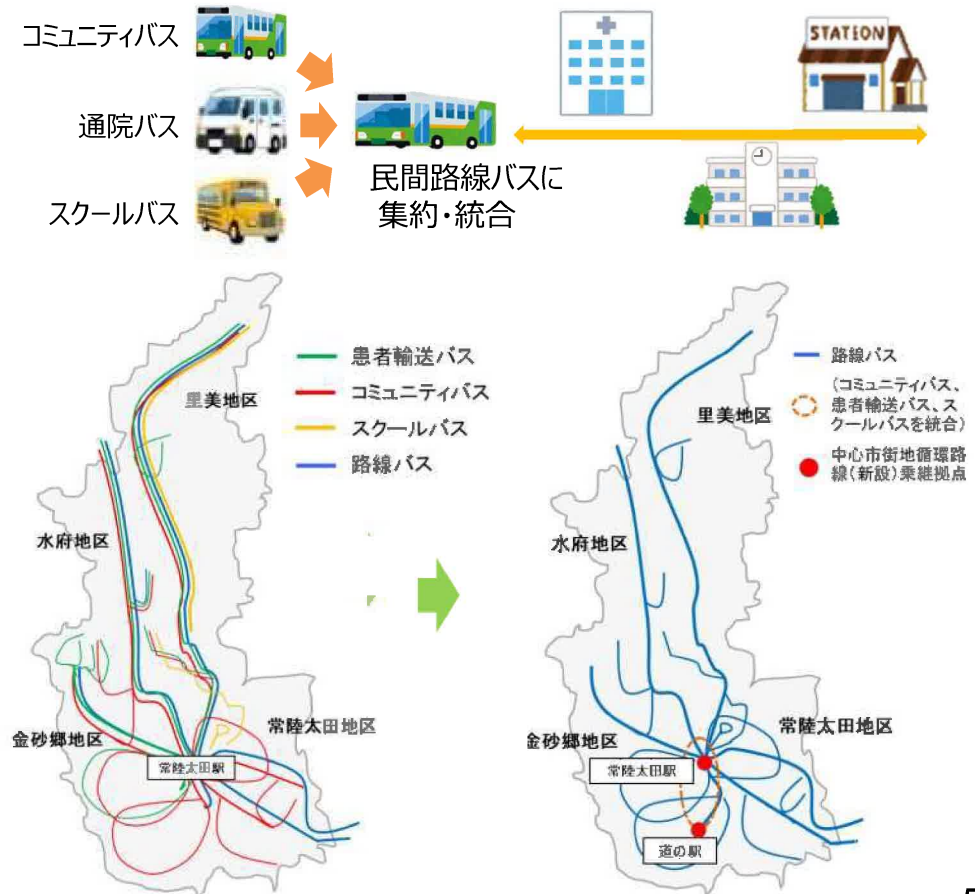


B : 地方中心都市など

スクールバス・通院バス等を路線バスに一元化

【茨城県常陸太田市 人口：約5万人】

- 自治体が運行する、スクールバス、通院バス等を**民間路線バスに統合**。輸送リソースの効率化と公的負担抑制を実現。



目的

地域の交通の活性化と社会的課題解決を一体的に推進するため、関係省庁の連携の下、デジタルを活用しつつ、地域の公共交通のリ・デザインを促進する。

構成員

議長 国土交通大臣

構成員（関係省庁）

内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 次長
内閣府 地方創生推進事務局 次長
警察庁 交通局長
こども家庭庁 成育局長
デジタル庁 統括官（国民向けサービスグループ長）
総務省 地域力創造審議官
文部科学省 総合教育政策局長
厚生労働省 政策統括官（総合政策担当）
農林水産省 農村振興局長
経済産業省 地域経済産業グループ長
製造産業局長
国土交通省 公共交通政策審議官
都市局長
道路局長
鉄道局長
物流・自動車局長
観光庁 次長
環境省 総合環境政策統括官

（府省庁建制順）

構成員（有識者）

阿部守一 （長野県知事）
越 直美 （三浦法律事務所弁護士）
富田哲郎 （東日本旅客鉄道株式会社相談役）
増田寛也 （日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長）
松本 順 （株式会社みちのりホールディングス代表取締役グループCEO）
棕田昌夫 （広島電鉄株式会社代表取締役社長）
森地 茂 （政策研究大学院大学客員教授、名誉教授）
山内弘隆 （一橋大学名誉教授）
吉田守孝 （株式会社アイシン代表取締役社長）

（五十音順・敬称略）

スケジュール

令和5年9月6日（水）	第1回 課題整理（国土交通省）	令和6年2月9日（金）	第4回 データ利活用・司令塔機能（自治体・事業者）
10月25日（水）	第2回 連携・協働に関する取組の実態（関係省庁）	4月5日（金）	第5回 とりまとめ骨子（案）
11月16日（木）	第3回 連携・協働に関する課題（自治体・事業者）	5月17日（金）	第6回 とりまとめ

（参考）第13回デジタル田園都市国家構想実現会議（2023/6/2）岸田総理発言（抜粋）

経済産業大臣と国土交通大臣は、それぞれ関係大臣と連携し、本会議の下に、デジタルライフライン全国総合整備計画を策定するための会議と、交通のリ・デザインと地域の社会的課題解決を一体的に推進するための会議を、それぞれ設置してください。

地域の公共交通リ・デザイン実現会議 とりまとめ 概要

検討の背景・必要性

- 人口減少に伴う病院の統廃合・移転、学校の統廃合等のほか、高齢者の免許証の自主返納等により、日常生活における「移動」の問題が深刻化
 - 交通分野だけでなく、様々な分野における人手不足等の課題が顕在
 - 地域によっては公共交通事業者のみでは、旅客運送サービスを維持することが限界
- 関係府省庁が連携し、交通のリ・デザインと社会的課題の解決に向け、一体的な検討が必要

地域公共交通の状況

<将来の人口増減状況> ・全国の約半数の地域で人口が 50%以上減少 (2050年)	<路線廃止の状況> ・路線バス： 約2万kmの路線が廃止 (2008年度→2022年度) ・鉄軌道： 約589km、17の路線が廃止 (2008年度→2022年度)	<ドライバー数の状況> ・乗合バス： 約12%減少 (2019年度→2021年度) ・タクシー： 約15%減少 (2019年度→2021年度)	<居住地域に対する不安(地方部)> ・公共交通が減少し自動車運転できないと生活できない： 約40% ・徒歩圏内のコンビニ、スーパー、病院などの施設が少ない： 約30% (※2017年度国土交通白書(国民意識調査))
--	--	---	--

地域類型ごとの課題解決に向けた方向性

A：交通空白地など ○公共交通事業者だけでは移動手段を十分に提供することが困難 ⇒ 地域の輸送資源の総動員・公的関与の強化 連携・協働を推進し、移動手段の確保・持続可能な交通ネットワークの構築を図る必要	B：地方中心都市など ○提供されている公共交通と、各分野の送迎輸送との重複による需要の分散がみられ、将来的に公共交通の持続性が課題 ⇒ 地域の公共交通の再評価・徹底活用	C：大都市など ○内外から多くのビジネス客・旅行者が訪問（一部時間帯・エリアでは供給が不足） ⇒ 利便性・快適性に優れたサービス提供を質・量ともに拡充	D：地域間 ○人口減少等が進む中、広域での社会経済活動の活性化が重要 ⇒ 幹線鉄道ネットワークの機能強化等の取組について地域の実情に応じて検討
●自家用有償旅客運送制度の見直し及び活用（道路運送法78条2号関係） ・自治体が主体となった取組みが各地で進展中 ・道路運送法に基づく地域公共交通会議について、運営手法の柔軟化を検討		●地域の自家用車・ドライバーを活用した新制度の活用（道路運送法78条3号関係） 4月1日より取組開始	

連携・協働の推進に向けた環境整備

環境の醸成 政府共通指針の策定 政府一体として、「地域交通を再構築（リ・デザイン）していただくための多様な関係者による連携・協働に係る指針」（仮称）を策定し、全自治体を取組を働きかけ ●地方公共団体における交通部局及び関連部局との連携推進 ●部局間の情報・データ共有の推進及び新技術・デジタル技術の活用 ●自家用有償旅客運送の積極的な活用 ●地域の輸送資源の活用推進	各分野の指針・通知の策定 各分野の送迎について、 地域住民の混乗、公共交通への委託・集約、空き時間の活用等 を推進するための事項を明確化 <教育・子育て・スポーツ分野> ●スクールバス ●放課後児童クラブの送迎 <介護・福祉分野> ●介護サービス事業所等の送迎 <医療分野> ●へき地患者輸送車の送迎 <分野共通> ●自家用有償旅客運送への多様な関係者の参画 ●送迎活用等に係る道路運送法の取扱い	カタログ化による支援 連携・協働のプロジェクト例について、 データ・支援措置を交えてカタログ化 連携体制 定量的な指標（行政経費/人等） 関連支援制度	取組の実装 法定協議会※のアップデート 多様な関係者が参画し、喫緊の課題へ機動的に対応できる 司令塔機能の強化 ●多様な関係者の協議会参加 ●モニタリングチーム(自治体と事業者等) ●デジタル活用による運営効率化等 ※地域交通法に基づいて設置される協議会 地域公共交通計画のアップデート データを活用し、可視化された課題に 先手先手で地域全体を面的に捉えて取り組む計画 ●「モデルアーキテクチャ(標準構造)」に基づくシンプルで実効的な計画策定 ●移動に関わるデータ(人口・施設動向、交通サービス、潜在需要等)の作成・共有・活用等 施策のアップデート 新たな制度、技術も活用し、地域公共交通計画に位置付ける 施策の充実・強化 ●自家用有償旅客制度、自家用車活用事業の活用 ●新技術・デジタル技術の活用 ●貨客混載の推進 ●モビリティハブの機能強化 ●交通事業者の共同経営 ●エリア一括協定運行
都道府県によるサポート（中小市町村との連携・協働） ○リ・デザイン（実証運行、新技術等を先導） ○デジタル（データ共有・活用の推進） ○ヒト&プレイス（人材育成、ネットワーキングの場）			国によるサポート 伴走体制の構築

取組の加速化

多様な分野との連携・協働等による取組を、アップデートされた地域公共交通計画・協議会等のもとで、意欲的・先行的に行う自治体について、関係府省庁による重点的な支援を行う仕組みを検討

継続的な連携・協働の取組の確保

連携・協働に向けた取組が継続して行われるよう、**KPIを位置付け**たうえで、定期的に**進捗状況のフォローアップ**を実施

KPI 目標年次：2027年度 (デジタル田園都市国家構想総合戦略の期間)	✓各施設の送迎の見直しに新たに取組む自治体数 100 ✓他分野との連携・協働に先導して取組む自治体数 100	✓自動運転移動サービスの活用に取り組む箇所数 100 ✓AIオンデマンド交通の活用に取り組む自治体数 500 ✓自家用有償旅客運送に取り組む団体数 1,000
--	---	--

今後の課題として提示された意見

- 地域の交通事業者の集約・統合
- 国と自治体の役割分担
- 地域の実情に応じた自動運転の実装のあり方
- 地域交通の維持のための財源負担のあり方
- 鉄道における自然災害への対応

政府共通指針の策定（6/28発出）

政府一体として、「**地域の公共交通リ・デザイン連携・協働指針**」を策定し、全自治体に取り組を働きかけ

交通分野と各分野との連携・協働に係る方向性等を提示する、関係省庁連名による指針を策定し、全都道府県、全自治体等に周知

1. 交通部局及び関連部局との連携の推進
2. 部局間の情報・データ共有の推進及び新技術・デジタル技術の活用
3. 自家用有償旅客運送の積極的な活用
4. 地域の輸送資源の活用推進

国・自治体・関係者の意識改革を推進



閣 副 第 339 号
府 地 事 第 478 号
警察庁丙交企発第61号
こ 成 総 第 70 号
テ 国 第 556 号
総 行 政 第 134 号
6 文 科 教 第 626 号
政 総 発 0628 第 1 号
6 農 振 第 1089 号
20240617 地 局 第 1 号
20240617 製 局 第 2 号
国 総 モ 第 32 号
国 都 街 第 40 号
国 道 企 第 53 号
国 鉄 総 第 121 号
国 自 旅 第 113 号
観 観 戦 第 10 号
環 政 総 発 第 2406192 号
令和 6 年 6 月 28 日

各都道府県知事 殿

内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 次長
内閣府 地方創生推進事務局 次長
警察庁 交通局長
こども家庭庁 成育局長
デジタル庁 統括官（国民向けサービスグループ長）
総務省 大臣官房地域力創造審議官
文部科学省 総合教育政策局長
厚生労働省 政策統括官（総合政策担当）
農林水産省 農村振興局長
経済産業省 地域経済産業グループ長
経済産業省 製造産業局長
国土交通省 大臣官房公共交通政策審議官
国土交通省 都市局長
国土交通省 道路局長
国土交通省 鉄道局長
国土交通省 物流・自動車局長
観光庁 次長
環境省 総合環境政策統括官

地域の公共交通リ・デザイン連携・協働指針

地域公共交通は、住民の豊かな暮らしの実現や地域の社会経済活動に不可欠な社会基盤であるが、人口減少等による輸送需要の減少、また、近年の担い手不足の深刻化によって大変厳しい状況に置かれている。特に地方部においては、これまでのように公共交通事業者の自助努力のみに委ねては、将来にわたって輸送サービスを維持・確保していくことは困難となっている。

一方、移動の担い手不足の課題は、地域公共交通のみならず、各地域における学校や病院、介護施設等の送迎においても深刻な課題となっている。特に、人口減少等を背景に、地方部を中心として、これら施設の統廃合の動きが本格化しており、児童生徒、患者、高齢者等といった、いわゆる交通弱者が、より遠距離の移動を日々強いられる事態が全国各地で生じている。

各地域で深刻化しているこのような移動手段の維持・確保に係る課題に対し、公共交通事業者、学校、病院、介護施設等の各主体が個別に対応することには限界があり、根本的な解決にもつながらないことから、住民の理解・参加も得ながら、地方公共団体を中心として、多様な関係者が本格的に連携・協働して対応していくことが必要となる。

このような考え方は、昨年地域の公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）の一部改正において、同法の目的規定に「地域の関係者の連携と協働の推進」が盛り込まれ、また、国の努力義務として「関係者相互間の連携と協働の促進」が規定されたところである。

こうした流れを受け、昨年6月のデジタル田園都市国家構想実現会議において、岸田内閣総理大臣から斉藤国土交通大臣に対し、「関係大臣と連携し、本会議の下に、交通のリ・デザインと地域の社会的課題解決を一体的に推進するための会議を設置する」よう指示があり、同年9月、国土交通大臣を議長とする「地域の公共交通リ・デザイン実現会議」が設置され、6回にわたる議論を重ね、本年5月、最終とりまとめがなされた。

本指針は、同会議における議論・とりまとめを踏まえ、地域の移動手段の維持・確保に向け、多様な関係者の連携・協働を具体的取組に結び付けていくに当たって、留意すべき基本的な事項をまとめたものである。

貴職におかれては、本指針を踏まえ、多様な関係者の連携・協働を通じ、地域の移動手段（地域交通）の維持・確保、さらには、より利便性・生産性・持続可能性の高い姿への再構築（リ・デザイン）に向け、格別の取り計らいをお願いする。

また、貴管内市町村及び関係団体に本指針を周知いただくとともに、市町村、関係団体等との連携を一層推進するようお願いしたい。

なお、分野毎の連携・協働の実施方策については、別途発出する指針・通知を参照されたい。

1. 交通部局及び関連部局との連携の推進

地域の移動手段の確保は、「誰もが、行きたいときに行きたいところへ行くことができる社会」の実現のために、また、住民の豊かな暮らしの実現や地域の社会経済活動にとって、不可欠であるとの認識に立ち、各地域において、将来にわたり、利便性・生産性・持続可能性の高い移動手段が確保されるよう、交通部局とともに、教育部局、子育て部局、スポーツ・文化部局、介護・福祉部局、医療部局、農業部局、商工部局、観光部局、まちづくり部局等のあらゆる関連部局が連携し、組織の総力を挙げてこの課題に対処するようお願いする。

また、地域における、あるべき地域交通ネットワークや移動手段の確保に向けた取組を議論する場である、地域交通法に基づいて設置される法定協議会の構成員について、地域の実情を踏まえつつ、より多角的な検討が可能となるよう、関連部局の参画をはじめ、より広範な形を追求するようお願いする。

2. 部局間の情報・データ共有の推進及び新技術・デジタル技術の活用

あるべき地域交通ネットワークや移動手段の確保に向けた取組の検討及び具体化にあたっては、交通部局及び関連部局が、担当する制度・予算等の内容やそれらの運用に関する情報を相互に共有することが重要であり、その実施に努めるようお願いする。特に、各部局のみならず、公共交通事業者をはじめとする様々な関係者が有する地域交通に関連するデータを相互に共有し活用することは重要であり、そのための基盤・仕組みづくりに努めるようお願いする。

また、AIオンデマンド交通や自動運転をはじめ、地域交通に関連する新技術・デジタル技術及びそのノウハウを、各部局が最大限に活用し、利便性・生産性・持続可能性の高い地域交通の実現に努めるようお願いする。

3. 自家用有償旅客運送の積極的な活用

交通空白地で活用されている自家用有償旅客運送は、大幅に制度の見直しが行われたところ、農業協同組合（JA）、商工会、観光地域づくり法人（DMO）、地域運営組織（RMO）等の地域に根差した事業を展開している各組織を担当する部局におかれては、各組織が運送主体に車両や運転手を提供することを含め、本制度の積極的な活用に努めるようお願いする。

4. 地域の輸送資源の活用推進

「地域にある輸送資源を徹底的に有効活用する」という考え方に立ち、各施設による送迎をはじめとする、地域のあらゆる輸送資源について、本来の用途を妨げない範囲で地域住民等の利用（混乗）や空き時間の車両活用を可能とすることや、地域公共交通の再評価・利活用を推進することについて、前向きな検討に努めるようお願いする。